

北青山三丁目地区まちづくりプロジェクト事業実施方針 質問回答書

新番号	タイトル	該当箇所 [※]					質問	回答
		頁	第	数	(数)	力 (カ)		
18	日影規制の条件 (正)	3	2	1	6		「日影規制：(渋谷区)なし(地区計画による)」との記載がございますが、「神宮前一・三・四丁目地区 地区計画」には、日影規制の条件は明文化されていない様に見受けられます。一方で「事業者選定にあたり重視すべき視点」には「都営住宅等との複合日影等の検討による渋谷区側への日影への配慮など」との記載がございますが、何かと条件はございますでしょうか。	周辺への日影、景観等に対する配慮の視点から、自主規制として、都営住宅との複合日影を条件に <u>建築基準法での第1種住居地域及び第2種住居地域の日影規制(一)平均地盤面からの高さ4m</u> に準拠することを考えています。
18	日影規制の条件 (誤)	3	2	1	6		「日影規制：(渋谷区)なし(地区計画による)」との記載がございますが、「神宮前一・三・四丁目地区 地区計画」には、日影規制の条件は明文化されていない様に見受けられます。一方で「事業者選定にあたり重視すべき視点」には「都営住宅等との複合日影等の検討による渋谷区側への日影への配慮など」との記載がございますが、何かと条件はございますでしょうか。	周辺への日影、景観等に対する配慮の視点から、自主規制として、都営住宅との複合日影を条件に <u>都条例での第1種住居地域及び第2種住居地域の日影規制</u> に準拠することを考えています。

※質問書に記載いただいた内容をそのまま記載しておりますので、実際の記載箇所と異なる場合があります。